

長浜市告示第180号

長浜市担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱（令和4年長浜市告示第212号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条（見出しを除く）を次のように改める。

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画に位置付けられた者に対し、生産の効率化への取組等に必要な機械・施設の導入を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図るため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下この条及び次条において「農地利用効率化等要綱」という。）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下この条及び次条において「担い手経営強化要綱」という。）に基づき、農地利用効率化等要綱に規定する事業及び担い手経営強化要綱に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「交付対象となる」の次に「事業の区分、者及び」を加え、「及び」を「並びに」に、「別表第1」を「農地利用効率化等要綱第3及び担い手経営強化要綱第3」に改め、同条第2項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。